

答申案件の概要

件名		弘前南高校体育馆大規模改修に係る建築住宅課との協議に関する文書等についての一部開示決定処分に対する異議申立て					
経緯	開示請求年月日	平成20年12月24日	異議申立て年月日	平成21年1月9日	担当課 開示決定等 異議申立て	中南地域県民局地域整備部建築指導課	
	開示決定等年月日	平成21年1月5日	諮詢年月日	平成21年3月27日		建築住宅課	
対象行政文書		(1) 弘前南高校第一体育馆大規模改修に係る建築住宅課との協議（平成19年10月3日）が開催されるに至った経過の分かる一切の文書（起案書、開催案内文書並びに協議までに入手した資料等を含む。） (2) 上記(1)の協議後に指摘内容に対する対応の分かるもの（起案書、方針決裁文書を含む。） (3) 弘前南高校第一体育馆大規模改修工事の工事期間延長の経緯の分かる一切の文書					
本件処分の内容		一部開示決定 (不開示部分) 「対象行政文書」の(1)に係る行政文書（ 本件対象文書 ） (不開示理由) 協議開催案内は電話及びメールで受けている。メールは廃棄処分されており、開示請求された行政文書は保有していない。					
異議申立ての趣旨		本件処分を取り消し、本件開示請求の内容について開示するとの決定を求める。					
審査会の結論		青森県知事（以下「実施機関」という。）が、一部開示決定処分において、本件対象文書を不開示としたことは、妥当ではない。 実施機関は、「審査会の判断要旨」の3(2)のアからエまでに掲げる行政文書について、改めて条例第11条第1項又は第2項の決定を行うべきである。					
審査会の判断要旨							

<本件対象文書の存否について>

1 平成19年10月3日開催の弘前南高校第一体育馆大規模改修に係る建築住宅課との協議（以下「本件協議」という。）について

本件協議の概要が記載された実施機関作成の行政文書等によると、本件協議は、次のとおり、担当者間の業務打合せであると認められる。

(1) 参集範囲

中南地域県民局地域整備部からは担当者2名、建築住宅課からは担当グループリーダー及び担当者2名、教育庁学校施設課からは担当グループリーダー及び担当者1名が参加している。

(2) 場所

教育庁学校施設課（県庁舎 警察本部6階）

(3) 協議内容

ア 追加工事の必要性等について

県立弘前南高等学校第一体育馆大規模改修工事（以下「本件工事」という。）の施工業者が調査した結果、建物の状態、特に外壁の状態が良くないことが明らかとなり、当初設計どおりの施工が不可能であるため、全般にわたって追加工事の必要があること、工期も延長する必要があることについて、営繕業務を担当する中南地域県民局地域整備部から説明がなされた。

イ 追加工事の方法及び工事費について

中南地域県民局地域整備部から追加工事案が2案示され、追加工事案について教育庁学校施設課で検討することとなった。

2 本件協議の開催案内に係る文書の存否について

(1) 旅行命令及び旅費請求に係る事務手続における本件協議の開催案内に係る文書作成の必要性について

ア 当審査会が、本件協議が行われた当時の、「旅行命令及び復命の取扱い等について」（人事課長名通知）を調査したところによると、旅行命令権者が旅行命令を発する場合における留意事項として、用務内容及び用務先については、旅行命令簿にできるだけ具体的に記載することとされているが、実施機関が述べているとおり、会議の開催に係る文書の添付は必須とはなっていないことが認められる。

イ 当審査会が、本件協議が行われた当時の「職員等の旅費に関する条例の運用について」（人事課長名通知）を調査したところによると、職員等の旅費に関する条例第13条（旅費の請求手続）の運用として、内国旅行の航空賃の精算に際しては、旅費請求書に、搭乗券の半券等その支払を証明するに足る書類を添付するものとされている。

また、同通知では、同条例第31条（旅費の調整）の運用として、会議に出席するための旅行において、会議主催者から宿泊先を指定され、宿泊料金が宿泊料定額を上回る場合などに、旅費の調整を行うこととされているからすると、このような会議へ出席した場合には、宿泊先が指定されていることを示す資料として、旅費請求書に会議の開催通知等の添付が求められるものと考えられる。

このことからすると、本件協議への出席のように、中南地域県民局から県庁舎までの宿泊や航空機の利用を伴わない出張において、その開催に係る文書の添付が義務付けられているとは認められない。

ウ 以上のとおり、本件協議が行われた当時の旅行命令及び旅費請求に係る事務手続からすれば、実施機関が、本件協議の開催案内に係る文書を作成し、又は取得する必要があるとまでは認められない。

(2) 担当業務を遂行する上で本件協議の開催案内に係る記録保存の必要性について

ア 当審査会が実施機関に対し、本件協議の開催案内に係る連絡経路等について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、次のとおり述べている。

(ア) 連絡経路について

- a 中南地域県民局地域整備部の担当者から、建築住宅課の担当者へ打合せ（本件協議の開催）の要望があった。
- b これを受けて、建築住宅課の担当者は、当該打合せの要望について教育庁学校施設課の担当者に伝えた。
- c 建築住宅課と教育庁学校施設課との日程調整後、建築住宅課の担当者から中南地域県民局地域整備部の担当者へ伝達した。

(イ) 本件協議に係るメールの印字、呈覧等の有無について

メールは担当者同士のメモ的やり取りであり、印字・呈覧をしないで破棄した。

(ウ) 記録の保存について

本件協議と同種の協議において、その開催案内が電話及びメールで行われたとしても、担当者同士のメモ的やり取りであるため、記録を保存していない。

イ 当審査会が調査したところ、青森県文書取扱規程及び青森県電磁的記録取扱要綱）において、電子メールの管理に係る一般的な取扱いについて定めた規定はない。

ウ 上記のとおり、本件協議の開催連絡は、行政機関内部において日常的に行われている担当者同士の業務連絡であり、また、その連絡事項は、事前検討を必要とするような内容ではなく、軽微なものであると考えられるため、当該業務連絡に係るメールの印刷や電話の内容をメモするなどの方法により、その記録を保存しないとしても、担当業務に支障が生じるとまでは認められない。

(3) これらのことからすると、「協議開催案内は電話及びメールで受けており、メールは廃棄処分されている」とする実施機関の説明には、これを不合理とすべき点は存しないものと認められる。また、当審査会の調査においても、これを覆し、文書の存在を推認させるような事情も認められない。

3 その他の本件協議が開催に至った経緯の分かる文書の存否について

(1) 本件対象文書として特定すべき行政文書の範囲について

ア 本件開示請求に係る開示請求書の記載を文言どおり解釈すると、本件対象文書は、本件協議の開催案内に係る文書に限定されるものではなく、本件協議の開催に至った過程が記載された文書を含むことは明らかである。

イ 当審査会が実施機関に対し、本件協議の開催目的について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「本件工事に係る改修方法、工事費及び工期等の変更について相談するための打合せである」旨回答している。

ウ この実施機関の説明と、上記1の本件協議の内容からすると、本件協議は、実施機関が弘前南高校第一体育館の外壁の状態不良を認識したことを契機として、当初設計どおりの施行が不可能となり、追加工事が必要となったことから、その改修方法、工事費及び工期等の変更について協議するために開催されたものと認められる。

エ よって、本件対象文書として特定すべき行政文書の範囲は、実施機関が弘前南高校第一体育館の外壁不良を認識した時点から、本件協議が開催されるまでの間に、実施機関が作成し、又は取得した文書で、本件協議の開催に至った過程が記載されたものと考えるべきである。

(2) 実施機関が本件異議申立て後に特定した行政文書について

実施機関は、本件異議申立てを受け、次のアからエまでに掲げる行政文書は、本件対象文書に含まれる旨説明しているところである。当審査会において、当該行政文書の提示を受けるとともに、その内容について説明を求め、確認したところによると、次のとおり、いずれも本件対象文書として特定すべき文書の要件を満たしているものと認められた。

ア 「監督員が目視により外壁モルタル面の浮きを確認した時の旅行命令簿」について

平成19年7月25日に監督職員（中南地域県民局地域整備部担当者）が出張により現場に赴き、目視により外壁モルタルの浮きを確認した用務が記載された旅行管理簿である。

イ 「請負業者に外壁モルタル全面の浮き状況調査を指示した時の指示簿」について

監督職員が請負業者に対し、外壁面のひび割れ、浮き及び欠損を調査し、報告するよう求めた旨が記載された平成19年7月26日付けの現場指示簿である。

ウ 「請負業者が提出した「屋根及びモルタル部分浮き・クラック調査の結果」」について

監督職員の指示を受け、請負業者が平成19年9月28日付けで作成した外壁モルタル面の浮き等の調査結果であり、外壁調査図、外壁モルタル塗浮き部調査図、外壁モルタルクラック調査図等の各種調査図面により構成されている。

エ 「変更概算額、案(1)・案(2)」について

本件協議において使用するため、中南地域県民局地域整備部の担当者が作成した平成19年10月3日付け資料であり、工事内容の変更比較表及び概算額の内訳書により構成されている。

(3) 実施機関が特定した行政文書以外の本件対象文書の存否について

ア 本件協議の開催の必要性を判断した文書の存否について

(ア) 当審査会が実施機関に対し、本件協議の開催の必要性について、事前に中南地域県民局地域整備部内において検討した経過を記録した文書を作成しなかったのか説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「工事内容に変更が生じた場合には、通常関係課の担当者間で打合せを行っており、改めて打合せの必要性について検討していない」と回答しているところである。

(イ) 実施機関の説明のとおり、工事内容に変更が生じた場合には担当者間において協議を行うのが通常の事務の流れであるとすれば、そのような担当者間の協議について、所属において開催の必要性をその都度検討することはないと考えられ、また、その当時、本件協議の開催について、通常の場合とは異なり、慎重な検討が求められていたなど特段の事情も認められない。

(ウ) このことから、「工事内容に変更が生じた場合には、通常関係課の担当者間で打合せを行っており、改めて打合せの必要性について検討していない」とする実施機関の説明には、これを不合理とすべき点は存しないものと認められる。

イ 本件協議での配付資料の作成に係る起案文書の存否について

(ア) 当審査会が実施機関に対し、本件協議での配付資料を作成するに当たり、起案文書は作成しなかったのか説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「担当者同士の打合せであることから、資料作成に当たっての起案文書による決裁は行っていない」と回答しているところである。

(イ) 本件協議での配付資料は、担当者間の業務打合せに用いるため作成されたもので、実施機関が教育庁学校施設課に提示した追加工事の案が記載されている。

追加工事の内容は、本件協議後に、教育庁学校施設課の意向を踏まえて、実施機関が請負業者との間で本件工事に係る変更契約を締結することにより確定し、この場合には、起案文書により意思決定が行われるものと考えられる。本件協議での配付資料は、担当者間の業務打合せにおいて提示する変更契約の内容検討に当たっての案であることからすると、その作成に当たり、起案文書による意思決定を行っていないとしても、直ちに適切な事務処理でないとまでは言えない。

(ウ) このことから、「担当者同士の打合せであることから、資料作成に当たっての起案文書による決裁は行っていない」とする実施機関の説明には、これを不合理とすべき点は存しないものと認められる。

(4) 以上から、実施機関は、本件対象文書として、(2)のアからエまでに掲げる文書を保有しているものと認められる。また、それ以外の行政文書は保有していないとする実施機関の説明には、これを不合理とする点は存せず、また、当審査会の調査でも、当該文書の存在を推認させるような事情も認められないため、実施機関は、これを保有していないと考えるのが相当である。

＜結論＞

以上のとおり、実施機関が、本件対象文書を保有していないとして不開示としたことは妥当ではなく、実施機関は、本件対象文書として、3(2)のアからエまでに掲げる行政文書を保有していると認められる。

＜付言＞

実施機関は、本件異議申立て後において、本件開示請求の内容を狭義に解釈したことが判明したとし、3(2)のアからエまでに掲げる行政文書が本件対象文書に該当する旨述べている。

しかし、先に指摘したとおり、本件開示請求に係る開示請求書の記載を文言どおり解釈すると、本件対象文書は、本件協議の開催案内に係る文書に限定されるものではないことは明らかである。

当審査会が実施機関に対し、本件開示請求の内容を狭義に解釈した理由について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「請求内容が、「弘前南高校第一体育館大規模改修に係る建築住宅課との協議（平成19年10月3日）が開催されるに至った経過の分かる一切の文書」となっていたため」と述べるのみであり、その判断に合理性があったとは認めることはできない。

「開示請求権の十分な尊重」を基本理念とする条例の趣旨にかんがみ、実施機関が開示請求に係る行政文書を特定する際には、開示請求者が必要とする行政文書が過不足なく特定されるよう、必要に応じて開示請求者に確認するなど、開示請求者の真意をくみ取った上で、開示請求書記載の文言を合理的に解釈しなければならない。いやしくも、その解釈がし意的になされているとの批判を受けないよう、留意する必要がある。